

兵庫県公報

平成28年11月25日 金曜日 第 2853 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○ 昭和48年兵庫県告示第334号の2（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	2
○ 洲本都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	2
公 告	
○ ひょうご県民ボランティア活動賞表彰（県民生活課）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
公安委員会規則	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	11
○ 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	11
正 誤	
○ 平成28年8月2日付け兵庫県公報第2820号中	11

公布された法令のあらまし

- 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第12号）
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定及び兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部改正に伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。
- 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第13号）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部が改正されたことにより、裁判官の発する傍受令状による犯罪関連通信の傍受の対象となる犯罪が変更されたことに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第996号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）阿万本庄地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成28年11月25日から同年12月15日まで

- 3 縦覧の場所
南あわじ市役所



兵庫県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年11月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年11月25日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡香美町香住区余部字平野599番1から	旧	40.0から 221.0まで	426.0	一部 予定地
	同 郡同 町香住区余部字イタンバ843番1まで	新	40.0から 221.0まで	426.0	一部 予定地



兵庫県告示第998号

昭和48年兵庫県告示第334号の2（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。
平成28年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中曲里の項を次のように改める。

曲 里	宍 粟 市		一宮町安積	下モ曲里	1292番、1294番2、1294番3、1301番、1301番1、1304番、1305番、1305番1、1306番、1306番1、1306番2、1307番、1307番地先の水路敷の一部
				ア シ 谷	1397番1の一部、1397番2、1397番3、1398番2、1398番3、1398番19、1398番23
				曲 里 山	1395番3の一部



兵庫県告示第999号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
洲本都市計画下水道事業 洲本市公共下水道
- 3 事業施行期間

変更なし

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年兵庫県告示第284号の事業地のうち、洲本市塩屋二丁目の一部地内を削り、洲本市炬口一丁目の一部地内を追加する。

(2) 使用の部分

平成27年兵庫県告示第284号の事業地のうち、洲本市炬口一丁目の一部地内を追加する。

公 告

ひょうご県民ボランティア活動賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第11号の規定により、平成28年11月8日に次の者を表彰した。
平成28年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 氏 名 足 立 宏 子

(2) 住 所 伊丹市

(3) 功績内容 施設での給食調理ボランティア等を通じて地域の食生活改善活動を行っている。

2 (1) 氏 名 井 上 和 美

(2) 住 所 篠山市

(3) 功績内容 地域防犯や交通安全を題材にした漫才による講話を行っている。

3 (1) 氏 名 井 上 清 美

(2) 住 所 姫路市

(3) 功績内容 看護職ボランティアの育成や健康相談、子育て支援活動を行っている。

4 (1) 氏 名 内 橋 欣 司

(2) 住 所 加東市

(3) 功績内容 青少年の健全育成支援や障がい者の就労支援を行っている。

5 (1) 氏 名 笠 本 育

(2) 住 所 揖保郡太子町

(3) 功績内容 地域の高齢者との手作り昼食会等を通じた地域の食生活改善活動を行っている。

6 (1) 氏 名 清 田 斉

(2) 住 所 伊丹市

(3) 功績内容 傾聴ボランティアや子育て支援センターで子どもの見守り活動を行っている。

7 (1) 氏 名 九 合 イチ子

(2) 住 所 丹波市

(3) 功績内容 地域の催しへの協力や、地域住民が講師となる学習会を通して地域づくり活動を行っている。

8 (1) 氏 名 坂 本 一 郎

(2) 住 所 神戸市北区

(3) 功績内容 中学生硬式野球クラブの指導を通して青少年の健全育成を行っている。

9 (1) 氏 名 清 水 信 夫・ミエ子

(2) 住 所 宍粟市

(3) 功績内容 児童養護施設の子どもたちの短期ホームステイ活動を行っている。

10 (1) 氏 名 丹 下 晴 代

(2) 住 所 神戸市北区

(3) 功績内容 定期刊行物や絵本の点訳活動を行っている。

11 (1) 氏 名 朝 長 千代子

(2) 住 所 加古川市

(3) 功績内容 福祉施設での作業補助や幼稚園での折り紙指導を行っている。

12 (1) 氏 名 中 野 和 子

(2) 住 所 川辺郡猪名川町

(3) 功績内容 高齢者への弁当配食ボランティア等を通じて地域の食生活改善活動を行っている。

13 (1) 氏 名 西 田 直 美

- (2) 住 所 篠山市
(3) 功績内容 地域防犯や交通安全を題材にした漫才による講話を行っている。
- 14(1) 氏 名 西 山 清 利
(2) 住 所 高砂市
(3) 功績内容 スポーツの指導を通して青少年の健全育成を行っている。
- 15(1) 氏 名 藤 原 圭 子
(2) 住 所 神崎郡神河町
(3) 功績内容 施設等で日本舞踊を披露し、地域の交流活動を行っている。
- 16(1) 氏 名 松 本 邦 明
(2) 住 所 加古郡播磨町
(3) 功績内容 「防犯だより」の発行や巡回等、地域の防犯活動を行っている。
- 17(1) 氏 名 森 眞 一
(2) 住 所 川西市
(3) 功績内容 スポーツの指導やイベントを通して地域の活性化に尽力している。
- 18(1) 氏 名 森 崎 明・恵子
(2) 住 所 揖保郡太子町
(3) 功績内容 児童養護施設の子どものための短期ホームステイ活動を行っている。
- 19(1) 氏 名 森 山 修
(2) 住 所 南あわじ市
(3) 功績内容 高齢者宅へ弁当を届ける配食ボランティアや見守り活動を行っている。
- 20(1) 名 称 山 本 聡 子
(2) 住 所 丹波市
(3) 功績内容 地域での歌唱指導を通して、地域の健康増進や交流活動を行っている。
- 21(1) 名 称 あじさい
(2) 住 所 赤穂市
(3) 功績内容 特別養護老人ホームでの布団やシーツ等の交換作業を行っている。
- 22(1) 名 称 芦屋市立図書館[友の会]
(2) 住 所 芦屋市
(3) 功績内容 図書館でのコンサートや人形づくり等、子どもや保護者の交流する場の提供を行っている。
- 23(1) 名 称 あすなる腹話術サークル “ニコニコ”
(2) 住 所 三田市
(3) 功績内容 福祉施設で腹話術や玉すだれ、マジック等の公演活動を行っている。
- 24(1) 名 称 色えんぴつ
(2) 住 所 加東市
(3) 功績内容 手話通訳や手話の勉強会を通じて、聴覚障害者の支援を行っている。
- 25(1) 名 称 江井島なでしこの会
(2) 住 所 明石市
(3) 功績内容 施設への友愛訪問や男性向けの料理教室を開催し地域での交流活動を行っている。
- 26(1) 名 称 加茂小地区福祉委員会ボランティア部会ほのぼの会
(2) 住 所 川西市
(3) 功績内容 ふれあい喫茶の開催やハイキング等を通して地域の世代間交流を行っている。
- 27(1) 名 称 車椅子ダンス「ひめじ」
(2) 住 所 姫路市
(3) 功績内容 車椅子ダンスの指導や普及活動を行っている。
- 28(1) 名 称 公益社団法人 兵庫県看護協会 まちの保健室 阪神北支部 丹波・篠山地区 市島町ボランティア一同
(2) 住 所 丹波市
(3) 功績内容 地域住民を対象に健康・介護相談や丹波市豪雨災害後の生活支援を行っている。
- 29(1) 名 称 さくらんぼの会
(2) 住 所 豊岡市

- (3) 功績内容 在宅で寝たきりの高齢者やデイサービス利用者へ整髪を行っている。
- 30(1) 名 称 シーサイド緑会
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 手作りのひざ掛けを視覚障害者や老人ホーム等へ贈呈している。
- 31(1) 名 称 施設ボランティア ひだまり
- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容 特別養護老人ホームへの喫茶サービスや傾聴活動を行っている。
- 32(1) 名 称 シヤトル2000
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 地域の交流会へ参加する高齢者の送迎を行っている。
- 33(1) 名 称 手話ネットかとう
- (2) 住 所 加東市
- (3) 功績内容 福祉イベントでの手話歌の披露や小中学校への福祉学習の講師協力を行っている。
- 34(1) 名 称 精神保健福祉ボランティアグループ「フレンド」
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 精神障害者との交流や社会参加への支援を行っている。
- 35(1) 名 称 そのだ日本語サロン
- (2) 住 所 尼崎市
- (3) 功績内容 在日外国人に対し、日常会話がスムーズにできるように学習支援を行っている。
- 36(1) 名 称 高砂市ボランティア活動センター登録団体（者）連絡会
- (2) 住 所 高砂市
- (3) 功績内容 災害被災地の支援活動や障がい者との交流する場の提供を行っている。
- 37(1) 名 称 手作りボランティアひよこ
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 特技を活かし、地域のボランティア活動や福祉施設の支援を行っている。
- 38(1) 名 称 ともしび こけし
- (2) 住 所 神戸市東灘区
- (3) 功績内容 手作りの人形劇を通して地域の交流活動を行っている。
- 39(1) 名 称 二木会
- (2) 住 所 豊岡市
- (3) 功績内容 障害者を対象としたイベントでの介助支援を行っている。
- 40(1) 名 称 氷上町朗読グループ さわらび
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 広報紙等の朗読テープを作成し、視覚障害者への支援を行っている。
- 41(1) 名 称 兵庫県立太子高等学校Jコーラス部
- (2) 住 所 揖保郡太子町
- (3) 功績内容 生徒達の提案に基づき、公演活動や募金活動を行っている。
- 42(1) 名 称 藤が丘フレンドリークラブ
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 地元のお年寄りを招いてのつどいやサロンを開催する活動を行っている。
- 43(1) 名 称 ふれあいながた
- (2) 住 所 南あわじ市
- (3) 功績内容 高齢者や障がい者を対象に交流できる場の提供を行っている。
- 44(1) 名 称 保育グループ ダンボ
- (2) 住 所 伊丹市
- (3) 功績内容 子育て中の保護者のサポートと保育を行っている。
- 45(1) 名 称 ボランティアグループかえで
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 特別養護老人ホームや地域のイベントで喫茶ボランティアを行っている。
- 46(1) 名 称 武庫川ふれあい食事の会 ぎんれい

- (2) 住 所 西宮市
- (3) 功績内容 高齢者へレクレーションを交えた会食の提供を行っている。
- 47(1) 名 称 山手台とその周辺地域ボランティアコスモスの会
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 地域イベントを実施し、住民の交流活動を行っている。
- 48(1) 名 称 要約筆記サークルうさぎのペン
- (2) 住 所 尼崎市
- (3) 功績内容 市内のイベントにて要約筆記で聴覚障害者への支援を行っている。
- 49(1) 名 称 朗読ボランティア ひばり
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 朗読テープの作成のほか大型紙芝居をイベントで披露する活動を行っている。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国光(2) I (138000226)	赤穂郡上郡町金出地（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
野尻池II (138000227)	赤穂郡上郡町金出地（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成28年12月2日から同月16日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
- (3) 提出期限
平成28年12月16日まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第402号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日

まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

阿層Ⅱ（138000043）の項中別図41、新井(3)Ⅲ（138000083）の項中別図81、大杉野2Ⅱ（238000012）の項中別図100、細畑Ⅰ（238000021）の項中別図109を改める。

（これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成28年12月2日から同月16日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成28年12月16日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大杉野Ⅰ (138000024)	赤穂郡上郡町大富（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
東谷Ⅰ (138000025)	赤穂郡上郡町大富（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥村(2)Ⅱ (138000029)	赤穂郡上郡町大富（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東谷Ⅱ (138000030)	赤穂郡上郡町大富（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西谷(2)Ⅱ (138000031)	赤穂郡上郡町大富（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

光都(3)Ⅰ (138000035)	赤穂郡上郡町光都(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
尾長谷(1)Ⅰ (138000066)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
惣尻(2)Ⅰ (138000068)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
尾長谷(2)Ⅰ (138000071)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
尾長谷(3)Ⅰ (138000072)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
鯉ヶ谷(1)Ⅱ (138000073)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
鯉ヶ谷(2)Ⅱ (138000074)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
尾長谷(2)Ⅱ (138000076)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
尾長谷(3)Ⅱ (138000077)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鯉谷Ⅲ (138000078)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
今川Ⅲ (138000079)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
土井Ⅲ (138000080)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
新井(1)Ⅲ (138000081)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
新井(2)Ⅲ (138000082)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
新井(3)Ⅲ (138000083)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
霞ヶ丘Ⅲ (138000084)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
高谷(1)Ⅰ (138000023)	赤穂郡上郡町金出地(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
国光Ⅰ (138000037)	赤穂郡上郡町金出地(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
戸谷(3)Ⅰ (138000040)	赤穂郡上郡町金出地(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高谷(2)Ⅰ (138000041)	赤穂郡上郡町金出地(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

戸谷Ⅱ (138000042)	赤穂郡上郡町金出地（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
阿層Ⅱ (138000043)	赤穂郡上郡町金出地（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
須時Ⅱ (138000044)	赤穂郡上郡町金出地（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
西谷(1)Ⅱ (138000045)	赤穂郡上郡町金出地（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
野尻Ⅲ (138000046)	赤穂郡上郡町金出地（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
稗田Ⅰ (138000047)	赤穂郡上郡町金出地（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
中村(1)Ⅰ (138000048)	赤穂郡上郡町野桑（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
中村(2)Ⅰ (138000049)	赤穂郡上郡町野桑（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
梅谷(1)Ⅱ (138000050)	赤穂郡上郡町野桑（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
梅谷(2)Ⅱ (138000051)	赤穂郡上郡町野桑（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
梅谷(3)Ⅱ (138000052)	赤穂郡上郡町野桑（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
梅谷(4)Ⅱ (138000053)	赤穂郡上郡町野桑（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
梅谷(5)Ⅱ (138000054)	赤穂郡上郡町野桑（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
中村Ⅱ (138000055)	赤穂郡上郡町野桑（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
本村Ⅱ (138000056)	赤穂郡上郡町野桑（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
細畑Ⅱ (138000057)	赤穂郡上郡町野桑（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
今川Ⅱ (138000058)	赤穂郡上郡町野桑（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
稗田(1)Ⅲ (138000059)	赤穂郡上郡町野桑（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
稗田(2)Ⅲ (138000060)	赤穂郡上郡町野桑（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
中村(1)Ⅲ (138000061)	赤穂郡上郡町野桑（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり

本村Ⅲ (138000063)	赤穂郡上郡町野桑（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
細畑(1)Ⅲ (138000064)	赤穂郡上郡町野桑（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
細畑(2)Ⅲ (138000065)	赤穂郡上郡町野桑（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
国光(2)Ⅰ (138000226)	赤穂郡上郡町金出地（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
野尻池Ⅱ (138000227)	赤穂郡上郡町金出地（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
西谷Ⅱ (238000010)	赤穂郡上郡町大富（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり
大杉野2Ⅱ (238000012)	赤穂郡上郡町大富（別図52のとおり）	土石流	別図52のとおり
東谷2Ⅱ (238000013)	赤穂郡上郡町大富（別図53のとおり）	土石流	別図53のとおり
小山Ⅰ (238000030)	赤穂郡上郡町尾長谷（別図54のとおり）	土石流	別図54のとおり
星尾川Ⅰ (238000033)	赤穂郡上郡町尾長谷（別図55のとおり）	土石流	別図55のとおり
大富沢Ⅰ (238000034)	赤穂郡上郡町尾長谷（別図56のとおり）	土石流	別図56のとおり
土井の内1Ⅱ (238000036)	赤穂郡上郡町尾長谷（別図57のとおり）	土石流	別図57のとおり
細畑Ⅰ (238000021)	赤穂郡上郡町野桑（別図58のとおり）	土石流	別図58のとおり
日原谷Ⅰ (238000022)	赤穂郡上郡町野桑（別図59のとおり）	土石流	別図59のとおり
野桑今川Ⅰ (238000023)	赤穂郡上郡町野桑（別図60のとおり）	土石流	別図60のとおり
梅谷Ⅱ (238000024)	赤穂郡上郡町野桑（別図61のとおり）	土石流	別図61のとおり
三軒谷川Ⅱ (238000025)	赤穂郡上郡町野桑（別図62のとおり）	土石流	別図62のとおり
広根1Ⅱ (238000026)	赤穂郡上郡町野桑（別図63のとおり）	土石流	別図63のとおり
イカキ谷川Ⅱ (238000028)	赤穂郡上郡町野桑（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり

(別図1から別図64までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年12月2日から同月16日まで

- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
 - (3) 提出期限
平成28年12月16日まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年11月25日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬章夫

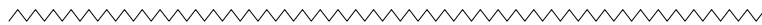
兵庫県公安委員会規則第12号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第10条中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。
(12) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。



傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年11月25日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第13号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生活安全部」の右に「、交通部」を加え、同条第2号中「又は交通警察」を削る。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

正 誤

○平成28年8月2日付け（兵庫県公報第2820号）
兵庫県公安委員会規則第11号（交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
-------	-----	-----	-----

10	上から4	「旭通1丁目から5丁目までに改め、	「旭通1丁目から5丁目まで」に改め、
----	------	-------------------	--------------------